

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅入居承継の承認
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則 (入居の承継)</p> <p>第11条 名義の変更をしようとする者は、入居者が死亡その他正当な理由がある場合に、特定公共賃貸住宅名義変更許可申請書(別記様式第8号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該許可を受けようとする者又は当該許可を受けようとする者と同居している者が暴力団員である場合は、市長は、当該変更を許可してはならない。</p>	